

# 閉囲されたロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域における 雰囲気管理装置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編及び R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

## 改正事項

閉囲されたロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域における雰囲気管理装置に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 20.3 規則においては、閉囲されたロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域に備える通風装置の換気能力が定められており、車両積載時には、原則として通風装置の常時作動が要求されている。

一方、同区域内の雰囲気を感知し換気量を制御する雰囲気管理装置の導入が提案され、IMO において、検討が行われてきた。

その結果、2015 年 6 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、雰囲気管理装置の設置を条件に、通風装置の換気回数を減じて作動させることを認める SOLAS 条約第 II-2 章第 20.3 規則の改正が、IMO 決議 MSC.392(95)として採択された。また、これに関連し、通風装置の設計及び操作指針 MSC/Circ.729 の改正として、MSC.1/Circ.1515 が承認された。

このため、IMO 決議 MSC.392(95)及び MSC.1/Circ.1515 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

雰囲気管理装置を閉囲されたロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域に設置する場合、通風装置の換気回数を減じて作動させて差し支えない旨規定した。

## 改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2

鋼船規則 R 編 20.3.1

鋼船規則検査要領 B 編 B4.2.3

鋼船規則検査要領 R 編 R20.3.1